

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の中期計画の変更について

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）の中期計画について、地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 1 月 11 日付けで法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、これを認可することに関する同法第 26 条第 3 項の規定に基づく当評価委員会の意見について検討する。

1 中期計画変更の理由

○ 新たな施設・設備整備事業の実施に伴う変更

法人は、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて、「放射線治療棟」の建設及び「放射線治療機器」の新規導入を行うこととしている。

当該施設・設備整備事業は、当初の中期計画には盛り込まれていなかったものであるため、当該整備事業に係る支出及び収入の増減等を中期計画に反映させるもの。

【放射線治療棟・放射線治療機器 整備事業の概要】

(1) 事業概要

① 平成 9 年度に導入した現有機器の老朽化に伴い、新たに放射線治療機器を導入する。

- ・ 地域のがん診療拠点病院として地域住民のニーズに対応するため、高精度の機能を有する機器の整備を予定。（平成 24 年度中に稼働開始予定）

- ・ 現有機器を更新する場合、改修工事や法令に基づく認可手続等のため、約 1 年間、放射線治療行為が出来なくなるため、現有機器に加えて新たな機器を追加導入する。

（現有機器は、新たな機器導入後も可能な限り使用を継続する。）

② 放射線治療を停止することなく新規機器を配備するため、既存の治療棟に加え、新たに放射線治療棟を建設する。

(2) 事業費（計画金額）

放射線治療棟 建設事業費	385,455 千円
放射線治療機器 購入費	819,000 千円
計	1,204,455 千円

2 中期計画変更の内容

(1) 「3 予算（人件費の見積含む。）、収支計画及び資金計画」に、当該整備に係る支出及び収入並びに当該放射線治療機器の導入により見込まれる支出及び収入の増減を反映させる。

(2) 「8-3 医療機器・施設整備に関する事項」に、当該整備に係る予定額を反映させる。

(3) 「8-4 法人が負担する債務の償還に関する事項」に、当該整備に伴う償還額の増を反映させる。

※詳細は、別紙新旧対照表（資料 1-2）のとおり。